

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表
 ○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇六十（略）</p> <p>六十一 五―（四―）〔二・三―ジメチル―二H―インダゾール―六―イル〕（メチル）アミノ〕ピリミジン―二―イル〕アミノ〕―二―メチルベンゼンスルホンアミド（別名パゾパニブ）、その塩類及びそれらの製剤</p> <p>六十二〇八十四（略）</p> <p>八十五 一・三―ビス（二―クロロエチル）―二―ニトロソ尿素（別名カルムスチン）及びその製剤</p> <p>八十六〇百三十二（略）</p>	<p>一〇六十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六十一〇八十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八十四〇百三十（略）</p>